○内閣府・財務省・経済産業省令第二号

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行に伴い、並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年三月一日

内閣総理大臣　菅　　義偉
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）	（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）
第七十条　［略］	**第七十条**　［略］
2　法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	2　法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～二十一　［略］	一～二十一　［略］
二十二　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務	二十二　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務
二十三～五十　［略］	二十三～五十　［略］
3～8　［略］	3～8　［略］
（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）	（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）
第七十三条　商工組合中央金庫は、認可対象会社（法第三十九条第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出しなければならない。	**第七十三条**　商工組合中央金庫は、認可対象会社（法第三十九条第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出しなければならない。
一　［略］	一　［略］
二　商工組合中央金庫に関する次に掲げる書面	二　商工組合中央金庫に関する次に掲げる書面
イ・ロ　［略］	イ・ロ　［略］
ハ　株式交換により子会社対象会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面	ハ　株式交換により子会社対象会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面
(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面	(1)　株主総会の議事録その他必要な手続きがあったことを証する書面
(2)・(3)　［略］	(2)・(3)　［略］
ニ　株式交付により子会社対象会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面	［新設］
(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面	
(2)　株式交付計画の内容を記載した書面	
(3)　株式交付費用を記載した書面	
三～六　［略］	三～六　［略］
2～5　［略］	2～5　［略］